

異議あり！ 小泉首相の靖国神社参拝

一、小泉首相は「靖国神社に参拝してはいかん、という人がいるが、国のために戦死した人々に敬意と感謝の気持ちさをさげるために参拝するのが何でいかんのか？」と、国会でも開き直るような答弁を続けてきた。

二、しかし、小泉さん、よく聞いてくれ！当時の「天皇を中心とした神の国」では、侵略戦争を「聖戦」だと偽り、国民を戦争に動員して三〇〇万近い死者を出したのだ。彼らは「国のために死んだ」のではなく、国から「侵略戦争を強制された悲惨な犠牲者」というべきだ。それでも「国のため」と言い張るなら、アジア諸国への「侵略」を「国のため」と言っていることになる。

三、小泉さんは、侵略を受けたアジア諸国民の気持ち分らない人のようだ。足を踏まれた痛みは、踏んだ人には分からない。侵略した日本国の首相が、侵略されたアジアの国の人々の痛みがわからないようでは、一国の首相としての資質が問われるであろう。アジアの国々が「参拝やめて！」と叫んでいるのに、耳を傾けないなら、もう一度、同じ過ちを犯すことになり、日本はアジアの孤児となるだろう。

四、「二度と戦争しないで！」「戦死者を再び出さないで！」「戦争で家庭を壊さないで！」「戦争の準備をやめて！」……このような戦死者たちの心の叫びが小泉さんには聞こえないのだろうか？

私たちは、憲法第九条（非武装・戦争放棄）こそ、すべての戦死者の遺言だと信ずる。遺言を守らぬ者は、また同じ戦争を繰り返すだろう。

五、敗戦後、それまで日本国民の思想・信教を統制してきた「国家神道」は解体され、憲法において思想・信教の自由、政教分離を確立し、靖国神社は一宗教法人として民間の宗教団体となった。

総理大臣をはじめ、国家機関はもとより、すべての公務員は公務として民間のいかなる宗教団体に対しても、特別な関わりを持つことをきびしく禁じている（憲法二〇条、八九条、愛媛玉串料最高裁判決）。それ故、民間の宗教団体の一つに過ぎない靖国神社に、首相が参拝することは、まぎれもない憲法違反である。首相自らが最高法規の憲法を破るようでは、法秩序は乱れ、道徳・倫理もますます崩壊していくだろう。

◆戦争肯定と、戦争讃美の靖国神社参拝反対！

二〇〇一年七月八日（日）第四一三回・憲法を守る平和行進

浜松市憲法を守る会

事務局 浜松市紺屋町三〇一〇十五